

○柏市公共下水道事業受益者負担条例

昭和56年3月30日

条例第24号

改正 昭和59年3月28日条例第15号

昭和62年3月27日条例第22号

[題名改正]

平成9年7月1日条例第12号

平成10年3月27日条例第21号

[題名改正]

平成11年10月7日条例第36号

平成17年3月22日条例第91号

平成18年3月29日条例第23号

平成25年10月4日条例第48号

平成28年3月23日条例第12号

令和2年3月19日条例第21号

令和2年7月31日条例第33号

令和3年12月23日条例第35号

[注] 平成9年から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、公共下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定による受益者負担金及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定による分担金（以下「負担金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(平10条例21・全改)

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となつてい

る土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。

- 2 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

（令3条例35・一部改正）

（負担区の決定等）

第3条 管理者は、排水区域を土地の状況に応じて二以上の負担区に区分するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域及び地積を公告するものとする。

（令3条例35・一部改正）

（各受益者の負担金の額）

第4条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が次条第1項の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同項の規定により公告された区域内のものの面積に、別表に定める当該負担区の1平方メートル当たりの単位負担金額を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数金額が生じる場合にあっては、当該端数金額を切り捨てた額）とする。

（平10条例21・平17条例91・一部改正）

（賦課対象区域の決定等）

第5条 管理者は、毎年度当初に、当該年度内において負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告するものとする。

- 2 賦課対象区域は、前項の規定による公告の日の属する年度の前年度に事業に係る工事を開始した区域でなければならない。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（平9条例12・令3条例35・一部改正）

（負担金の賦課及び徴収）

第6条 管理者は、前条第1項の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

- 2 前項の負担金の賦課は、前条第1項の公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。
- 3 管理者は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知するものとする。
- 4 負担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

(令3条例35・一部改正)

(負担金の徴収猶予)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 受益者が現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により徴収を猶予することが適当であると認められるとき。
- (2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

(平17条例91・令3条例35・一部改正)

(負担金の減免)

第8条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。

- 2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。
  - (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者
  - (2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者
  - (3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者
  - (4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者
  - (5) 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者
  - (6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

(令3条例35・一部改正)

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第9条 第5条第1項の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により定められた額のうち当該届け出た日までに納付すべき時期に至っているものは、管理者の定める場合を除き、従前の受益者が納付するものとする。

(平17条例91・令3条例35・一部改正)

(延滞金)

第10条 管理者は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、柏市債権管理条例（平成28年柏市条例第12号）第7条第1項の規定にかかわらず、当該負担金の額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

2 前項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる負担金の額に1,000円未満の端数があるとき又はその負担金の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第1項の規定に定める延滞金の額の計算につき、この規定に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

5 管理者は、災害その他特別の理由があると認めるときは、第1項の延滞金の額を減免することができる。

(平10条例21・平28条例12・令3条例35・一部改正)

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(令3条例35・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に施行された事業の部分については、当該部分に係る区域を第5条第1項の規定による賦課対象区域とみなして、同条第2項の規定を除き、この条例の規定を適用する。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

(平11条例36・追加、平25条例48・令2条例33・一部改正)

附 則（昭和59年条例第15号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に施行された柏第三負担区の事業の部分については、当該部分に係る区域を改正後の柏都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第1項の規定による賦課対象区域とみなして、同条第2項の規定を除き、改正後の条例の規定を適用する。

附 則（昭和62年条例第22号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に施行された柏第四負担区の事業の部分については、当該部分に係

る区域を改正後の柏市下水道事業受益者負担金条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第1項の規定による賦課対象区域とみなして同条第2項の規定を除き，改正後の条例の規定を適用する。

附 則（平成9年条例第12号）

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（平成10年条例第21号）

この条例は，平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は，平成12年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第3項の規定は，延滞金のうち平成12年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し，同日前の期間に対応するものについては，なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第91号）

（施行期日）

- 1 この条例は，平成17年3月28日から施行する。ただし，第4条，第7条及び第9条の改正規定は，同年4月1日から施行する。

（沼南町との合併に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「沼南町との合併日」という。）前に沼南町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和56年沼南町条例第4号）の規定によりされた処分，手続その他の行為は，改正後の柏市公共下水道事業受益者負担条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりされた処分，手続その他の行為とみなす。
- 3 沼南町との合併日前に沼南町条例第10条第1項の規定により賦課された負担金の額及び徴収期間については，改正後の条例の規定にかかわらず，沼南町条例の例による。

附 則（平成18年条例第23号）

この条例は，平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第48号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の附則第3項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成28年条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年条例第21号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年条例第33号)

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年条例第35号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(柏市公共下水道事業受益者負担条例の一部改正に伴う経過措置)

11 施行日前に前項の規定による改正前の柏市公共下水道事業受益者負担条例（以下「旧受益者負担条例」という。）の規定により市長がした処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に旧受益者負担条例の規定により市長に対してなされた負担金の納付その他の行為は、施行日以後においては、前項の規定による改正後の柏市公共下水道事業受益者負担条例の規定により上下水道事業管理者がした処分、手続その他の行為又は上下水道事業管理者に対してなされた負担金の納付その他の行為とみなす。

別表 (第4条)

(平10条例21・全改, 平17条例91・平18条例23・令2条例21・一部改正)

負担金の区分	負担区の名称	1平方メートル当たりの単位負担金額
受益者負担金	柏第二負担区	464円
	柏第三負担区	479円

	柏第四負担区	530円
	柏第五負担区	1,050円
	沼南第一負担区	364円
	沼南第二負担区	484円
	沼南第三負担区	615円
	沼南第四負担区	700円
	沼南第五負担区	700円
	沼南第六負担区	700円
	沼南第七負担区	700円
	沼南第八負担区	530円
分担金	柏第一分担区	1,050円